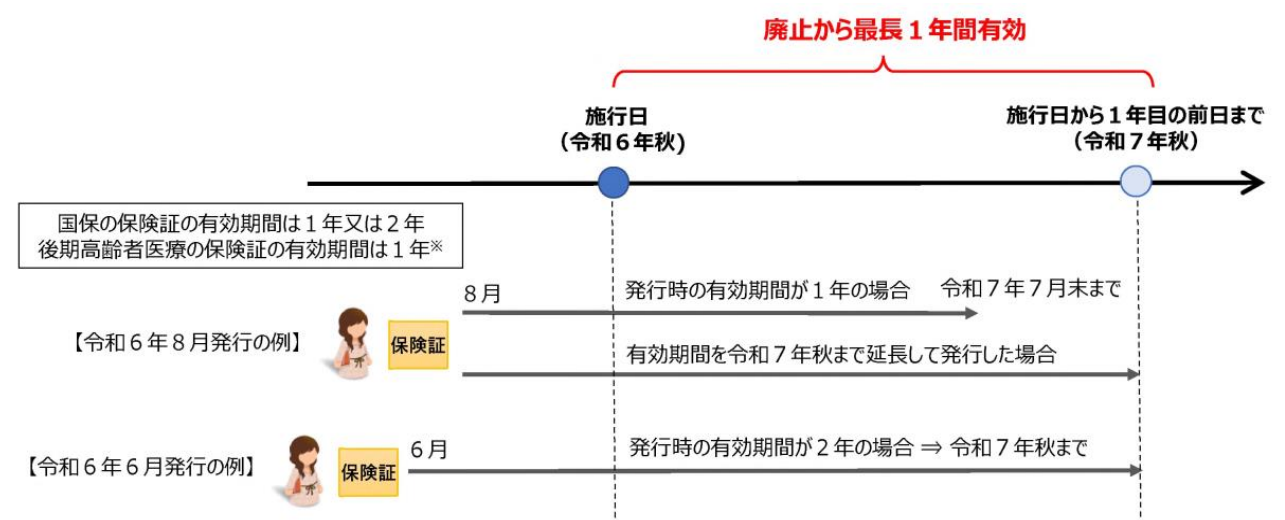


被保険者証の廃止（マイナンバーカードと健康保険証の一体化）について

国民の利便性の向上を図るため、国は令和5年にマイナンバー法の改正を行い、健康保険証とマイナンバーカードを一体化することが決定され、令和6年秋にはマイナ保険証へ切り替えるとともに紙の保険証は廃止となる予定であることから、後期高齢者医療被保険者証を廃止とする予定である。

1 国が示している紙保険証廃止のスケジュール



※ 厚生労働省第165回社会保障審議会医療保険部会資料から抜粋

- ・マイナンバーカードの利用未登録、紛失等によりマイナ保険証を保有していない方に対するの対応策として、本人申請によらず資格確認書を交付する。
- ・短期被保険者証についても廃止する。

2 広域連合の今後の対応

①令和6年度に発行する被保険者証について

令和6年8月に実施する被保険者証一斉更新については、紙保険証の廃止前であるため、例年どおりに被保険者証を発行し、被保険者に送付するが、秋の廃止決定後については、被保険者証の作成を行わないものとする。

②資格確認証について

国から詳細が示されていないため、様式や交付対象、交付方法については国からの通知を待って検討する。

③マイナ保険証移行への懸念について

マイナンバーの紐付け誤りやオンライン上での負担割合相違が発生していたことに対し、国ではデータの総点検や突合作業を行い、再発防止、信頼回復を行うこととしている。当広域連合としても、全国後期高齢者医療広域連合協議会を通じて、制度設計およびシステム整備を行うよう要望を行っている。